

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 名称等の表示の対象となる物の範囲の拡大

名称等を表示しなければならない物として、エチルアミン、過酸化水素、次亜塩素酸カルシウム、硝酸アンモニウム、ニトログリセリン、ニトロセルローズ、ピクリン酸及び一・三―ブタジエン（以下「エチルアミン等」という。）及びエチルアミン等を含有する製剤その他の物で厚生労働省令で定めるもの並びに製造の許可を受けるべき有害物を追加すること。

第二 名称等の通知の対象となる物の範囲の拡大

名称等を通知しなければならない物として、次亜塩素酸カルシウム、硝酸アンモニウム及びニトロセルローズ（以下「次亜塩素酸カルシウム等」という。）及び次亜塩素酸カルシウム等を含有する製剤その他の物で厚生労働省令で定めるもの並びに製造の許可を受けるべき有害物を追加すること。

第三 経過措置

一 この政令の施行の際現に存するエチルアミン等及びエチルアミン等を含有する製剤その他の物で厚生労働省令で定めるもの並びに製造の許可を受けるべき有害物については、平成十九年五月三十一日まで

の間は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第五十七条第一項の規定は、適用しないものとする。

二 この政令の施行の際現に存する次亜塩素酸カルシウム等及び次亜塩素酸カルシウム等を含有する製剤その他の物で厚生労働省令で定めるもの並びに製造の許可を受けるべき有害物については、平成十九年五月三十一日までの間は、法第五十七条の二第一項の規定は、適用しないものとする。

第四 施行期日

この政令は、平成十八年十二月一日から施行するものとする。